

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中
各都道府県観光主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
観 光 庁 参 事 官 (外 客 受 入 担 当)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更を踏まえた
外国人患者受入れに関する体制の整備について

平素から厚生労働行政及び観光行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更され、5 類感染症となることが決定されました。

先般、「訪日外国人受入の再開を踏まえた外国人患者受入れに関する体制の整備について」（令和 4 年 10 月 7 日付け事務連絡。以下「10 月 7 日付け事務連絡」という。）の中で、国際的な往来再開に伴う適切な訪日外国人患者受入体制の整備・運用を依頼したところですが、上記の感染症法上の位置付け変更を受けて、各都道府県において、改めて適切な訪日外国人患者受入体制を整備・運用していくため下記について取り組んでいただけますようお願いいたします。

記

1. 先般、10 月 7 日付け事務連絡において、訪日外国人旅行者に対し、当面の日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フローを周知するツールとして、「訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー」を示していたところ、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の患者は法律に基づく外出自粛は求められなくなることから、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられることとなります。そのため、別紙 1 の情報を参考に、訪日外国人旅行者が新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる際、本人の希望に応じて都道府県の相談窓口への連絡や医療機関への受診等の対応を図れるよう、周知をお願いいたします。また、引き続き、日本政府観光局（J N T O）等を通じて訪日前の訪日外国

人旅行者に周知するとともに、観光庁より観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、その他観光関連事業者）に対して、訪日外国人旅行者に周知を呼びかけて参ります。

新型コロナウイルス感染症対応を含む病気・怪我の際の訪日外国人患者の相談体制の整備も含め、適切な訪日外国人患者受入体制を地域の実情を踏まえ、整備・運用していくことが重要です。

そのためには、地方公共団体（医療担当部局、保健担当部局、観光担当部局等）、医療機関、薬局、保健所、観光関連事業者・団体など、訪日外国人患者を巡る幅広い関係者の連携・協力が重要となります。

厚生労働省においては、従前より、都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体からなる会議等の設置・開催を推奨しておりますが、既に設置済の都道府県においては、訪日外国人の増加を見据え、同協議会も活用しつつ、訪日外国人患者受入体制の整備を行っていただくよう、お願いいたします。

なお、未設置の都道府県については、設置に向けた積極的な取組を行っていただくよう、お願いいたします。

協議会の運営に当たっては、以下の資料も御活用いただくよう、お願いいたします。

- （１）地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000789484.pdf>

- （２）厚生労働省等で実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業一覧（下記２．参照）

２．「令和３年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入環境整備支援等について」（令和３年６月２９日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、厚生労働省医政局等が実施する外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業の一覧をお示ししたところです。

当該事務連絡発出後の施策の進捗・拡充等を踏まえて更新した事業の一覧を（別紙２）のとおりとりまとめましたので、この機会に改めて、貴部局での活用及び貴管内の医療機関への周知をお願いいたします。

(別紙1)

日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応について

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として、5日間は外出を控えること(※2)、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

また、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮をお願いいたします。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットをお願いいたします。

(2) 御家族、同じ部屋に宿泊されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

他方、御家族、同じ部屋に宿泊されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染された御家族などのお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間は御自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いいたします。

【医療関係等相談窓口】

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています（サイトは令和5年5月末まで）。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>



B：厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（A の開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】 0120-565-653

【開設時間・対応言語】 土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、
ベトナム語：10:00～19:00

【医療機関検索】

症状等に応じた医療機関を受診してください。

以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



医療関係等 A都道府県相談窓口の情報サイト

住んでいるところで相談できる場所が違います。ここから見てください



北海道 (ほくかいどう) 北海道

東北地方 (とうほく) 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県

関東地方 (かんとう) 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県

中部地方 (ちゅうぶ) 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県

近畿地方 (きんき) 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県

中国地方 (ちゅうごく) 鳥取県 島根県

四国地方 (しこく) 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州地方・沖縄 (きゅうしゅう) 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県

宮崎県 鹿児島県 沖縄県

北海道外国人相談センター

対応言語: EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY・EJ

対応: 下に書いてあるところに電話してください。

電話番号

011-200-9595

ウェブサイトのURL

EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY: (月曜日から金曜日) 午前9時から午前12時と午後1時から午後5時

病気・怪我 外国人患者受入医療機関検索サイト

JAPAN: the Official Guide
Japan Medical Tourism Organization

日本を安心して旅していただくために
具合が悪くなったとき

いざというときに、日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイトを作りました。
ブックマークに登録し、緊急時にご利用ください。

COVID-19にならないために
COVID-19に關する相談窓口

医療機関検索 医療機関のかわり方 主な症状と診療科目 海外旅行保険に入っていますか?

リンク又はQRコードの遷移先

検索する

地域、言語、診療科目を選択する

地域 選択

フリーワード検索

検索 リセット

言語コード:

EN:英語 ZH:中国語 KO:韓国語 RU:ロシア語 ID:インドネシア語 MS:マレー語 ES:スペイン語

PT:ポルトガル語 AR:アラビア語 FR:フランス語 DE:ドイツ語 PL:ポーランド語 TR:トルコ語

SE:スウェーデン語 VI:ベトナム語 TH:タイ語 VN:ベトナム語 KO:韓国語 JA:日本語

ET:エストニア語 NL:オランダ語 AU:オーストラリア語

医療機関によっては、検診により患者の国籍に限定がある場合があります。
医療機関の検索結果は、検索結果の順に表示されます。
医療機関の検索結果は、検索結果の順に表示されます。

医療機関一覧PDFをダウンロードする

地域 選択

PDFダウンロード

(別紙2)

1. 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第4版）」「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」

平成30年度～令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」（北川雄光 慶應義塾大学病院長・医学部外科学（一般・消化器）教授）において作成された標記マニュアル2点について、研究班により改訂されましたので、令和3年6月に公開いたしました。

医療機関向けマニュアルでは、医療機関における宗教・文化的対応に関する記載の充実等がなされています。

自治体向けでは、地域における関係者と連携した体制整備の方法に加え、自治体の事例紹介等の充実が図られています。

活用及び関係方面への周知について御協力をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

2. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助

都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題への対応方針を策定するため、多分野の関係団体（医療機関、医師会、病院団体・病院グループ、薬剤師会、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等の設置・開催に係る経費を支援します。運営に当たっては、1. の「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル」も御活用ください。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（令和3年4月23日付け医政発 0423 第3号）

3. 都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営を支援します。外部事業者へ委託して運営する場合も対象です。窓口寄せられた質問で、対応に苦慮するものについては、4. の事業の実施事業者へアドバイスを求めることが可能です。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（令和3年4月23日付け医政発 0423 第3号）

4. 国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

3. の事業を補完するため、夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設します。医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診

療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。本年度も引き続き、自治体からの相談にも対応します（医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言）。

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

5. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分の補助します。

6. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料（ウクライナ語のみ無料）の電話通訳サービスを提供しています。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。利用料金は、医療機関への請求となりますが、医療機関が患者様本人へ御請求いただくことも可能です。全ての医療機関に利用いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/newpage_00015.html

7. 外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の間診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語のひな形がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokusai/setsumeiml.html

8. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和3年4月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

9. 外国人患者受入れ情報サイト

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://internationalpatients.jp/>

10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

訪日外国人による医療機関での不払いの発生抑止と民間医療保険の加入徹底に資するため、保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者について、国へ情報提供いただく仕組みが開始されました。なお、従来は国へ情報提供いただくに際し、訪日外国人患者本人の同意を必要としておりましたが、令和4年10月11日より、本人同意を不要としております。情報は出入国在留管理庁に提供され、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用されます。

なお、不払い患者が生じた際の国へのスムーズな情報提供を実現するとともに、我が国においては、訪日外国人による医療費の不払いについては、毅然とした対応を行っている姿勢を示していくためにも、本システムへの積極的な登録をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

11. その他（今年度実施予定事業等）

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等の実施を予定している他、その他情報については、下記のウェブサイト随時掲載しますので、御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（指定予定を含む）」等に対し、下記の支援等が行われていますので、参考ください。

○医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス（令和5年5月末まで）

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人対応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。医療機関向けその他、保健所（受診相談センターを含む。）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/newpage_00009.html

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）

・新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業（令和5年9月末まで）

医療機関に対し、感染拡大を防ぎながら、外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するための費用を支援します。（医療機関当たり上限1,000万円。既に交付を受けた施設は除く。）